

盛岡市監査委員告示第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 25 年 4 月 26 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 25 年 2 月 8 日付け 24 盛監第 100 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 都市整備部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

24 盛都第 74 号
平成 25 年 2 月 22 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 2 月 8 日付け 24 盛監第 100 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 都市整備部 都市計画課）

建築許可等に当たり、決裁権者の決裁を得ていないものが 5 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

決裁文書について、決裁権者の決裁の有無を必ず確認するよう課員に周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

担当者が、決裁権者による決裁の有無を確認しなかったことが原因である。

今後は、決裁終了後の文書について、担当者とともに担当係長又は文書主任が決裁状況の再確認を行い、二重のチェック体制とすることとし再発の防止に努める。

24 盛南第 137 号

平成 25 年 2 月 22 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 2 月 8 日付け 24 盛監第 100 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 都市整備部 盛岡南整備課）

公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

盛岡市公印規則及び公印取扱規程に基づき、適正な公印使用を行うよう職員を指導するとともに、公印管理者等に対し押印数の確認を徹底するよう要請した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

複数の文書について同時に公印使用承認を求め、全ての原議に使用承認を得られているか確認を行わないまま公印を使用したことが原因である。

今後は、公印使用承認印の押印漏れがないよう、押印文書と決裁文書を公印管理者等と担当者が相互に確認し合い、再発の防止に努める。

24 盛市街第 100 号

平成 25 年 2 月 22 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 2 月 8 日付け 24 盛監第 100 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 都市整備部 市街地整備課）

時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務及び休日勤務について、時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給されているものが 5 件見られた。当該時間外勤務手当及び休日勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

実地監査期間中に指摘のあった当該時間外勤務手当等について、平成 25 年 1 月 30 日に返納手続きを行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

決裁権者及び庶務担当者の確認不足が原因である。

今後は、決裁時及び勤務実績報告書の作成時に決裁権者、庶務担当者、当該職員 3 者の確認を徹底し、再発防止に努める。